

福知山市都市計画審議会の公募委員（住民委員）の選考方法及び選考基準

【選考方法】

- 1 評価者は、提出書類の内容を採点する。
- 2 市長は、書類の採点結果を参考に住民委員を選考審査する。
- 3 書類採点は、応募者の氏名等は明示せず実施する。
- 4 選考結果は、全応募者に通知する。
- 5 選考審査の結果、適任者がいない場合には、その旨を公表する。

(選考の流れ)



【選考基準】

- 1 応募条件への適合（都市・交通課が確認する）
 - (1) 福知山市内に住所を有していること
 - (2) 申込み締切日時時点で18歳以上であること
 - (3) 福知山市職員または福知山市議会議員でないこと
- 2 書類採点（評価者による採点）

応募者の動機及び作文について、評価シートの基準に基づき5段階評価にて採点する。

 - (1) 意欲性：委員就任に対する意欲が感じられるか
 - (2) 客観性：本市の実情等について客観的に把握しているか
 - (3) 責任性：都市計画の目的や役割を自覚しているか
 - (4) 知識：本市の都市計画に関する知識があるか
 - (5) 経 験：まちづくりに関する経験が感じられるか
 - (6) 技 能：作文の内容は分かりやすく説得力があるか
 - (7) 調 整：(特に評価できる事項があれば加点)